

省エネ法の改正に伴う 対象事業者について

2026年2月

九州経済産業局

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

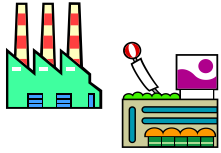


目次

1. 省エネ法の改正
2. 省エネ支援策（参考）
3. 関連リンク（参考）

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の概要(省エネ法)

- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する指針を示し、一定規模以上の事業者にエネルギーの使用状況等の報告を求めている。

エネルギー使用者への直接規制



	工場・事業場	運輸	
努力義務の対象者	工場等の設置者 ・事業者の努力義務 	貨物/旅客輸送事業者 ・事業者の努力義務 	荷主 (自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者) ・事業者の努力義務 
報告義務等対象者	特定事業者等 <u>(エネルギー使用量1,500kl/年以上)</u> ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定貨物/旅客輸送事業者 (保有車両トラック200台以上等) ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定荷主 (年間輸送量3,000万トク以上) ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

使用者への間接規制

特定エネルギー消費機器等 (トップランナー制度)

製造事業者等 (生産量等が一定以上)

- ・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める

一般消費者への情報提供

家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者

- ・消費者への情報提供 (努力義務)

※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行

改正省エネ法の概要

- 2050年CNに向けて、**①更なる省エネの深掘り、②需要サイドでの非化石エネルギーへの転換、③太陽光等変動再エネの増加などの供給構造の変化を踏まえた需要の最適化**が重要であることを踏まえ、2022年5月に省エネ法を改正し、以下の措置を講じている。

①エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの定義の見直し】

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、**非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化**を求める。
- 電気の一次エネルギー換算係数は、**全国一律の全電源平均係数を基本**とする。

⇒これにより、**バイオマス発電所も省エネ法の対象に。次項に詳細。**

②非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、**非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画**及び**非化石エネルギー使用状況等の定期の報告**を求める。
- 電気事業者から調達した電気の評価は、**小売電気事業者（メニュー）別の非化石電源比率を反映**する。

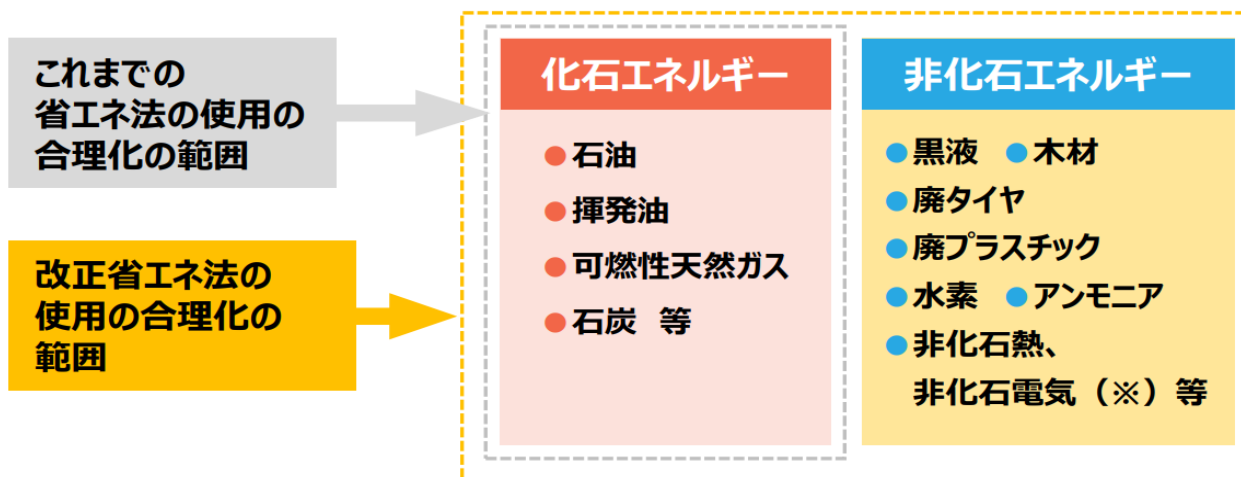
③電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】

- **再エネ出力抑制時への需要シフト（上げDR）や需給状況が厳しい時間帯の需要減少（下げDR）を促す枠組み**を構築。
- 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資する料金体系等の整備に関する計画作成**を求める。
- 電気消費機器（トッパーナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務

①エネルギーの使用の合理化の範囲拡大

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化**が求められます。これに伴い、**非化石エネルギーが報告対象**に追加。**バイオマス発電所も対象になるケースあり。**
- 事業者の前年度のエネルギー使用量（**非化石含む**）が原油換算で1,500kl以上である場合、**エネルギー使用状況届出書**を**5月末までに所管経済産業局に提出**（既に指定されている事業者は提出不要）
バイオマス発電所の例）木材・発電効率30%、設備利用率80%と仮定した場合
→おおよそ発電出力700kW以上が対象
- **原油換算ツール**にエネルギー使用量を入力し、原油換算(kl)を把握できます

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。




※太陽熱、太陽光発電電気など


申請すると、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されます（初年度のみ）。

特定事業者・特定連鎖化事業者に指定されるまで


荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、以下に示す諸基準を順守することを通じて、省エネルギー対策の適切かつ有効な実施が求められます。

① 原油換算ツールにエネルギー使用量を入力し、原油換算(kl)を把握

→ [原油換算ツール（令和4年度法改正対応版）※原則こちらをお使いください。](#) 

→ [原油換算ツール（旧法版）※ベンチマーク指標の計算時のみ利用するものです。エネルギー使用量の確認に当たっては「令和4年度改正対応版」をお使いください。](#) 

② 特定事業者・特定連鎖化事業者の義務等を確認

→ [工場の省エネ推進の手引き（PDF形式）](#) 

③ エネルギー使用状況届出書（様式第1）を地方経済産業局に提出

→ [様式はこちら](#)

[このページのトップへ](#)

目次

1. 省エネ法の改正
2. 省エネ支援策（参考）
3. 関連リンク（参考）

省エネ・非化石転換支援

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、省エネ非化石・転換補助金における、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。今年度より従来の支援水準を大きく上回る省エネ設備（以下トップ性能枠）等への支援を強化。
- また、「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を実施。

省エネ・非化石転換補助金（省エネ設備導入支援）

<p>(Ⅰ) 工場・事業場型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組み</u>に対して補助 ※Ⅲ類型の設備を組み合わせた申請など ● 補助率：<u>1/2（中小）1/3（大）</u>等 ● 補助上限額：<u>15億円</u>等
<p>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新</u>を補助 ● 補助率：<u>1/2</u>等 ● 補助上限額：<u>3億円</u>等
<p>(Ⅲ) 設備単位型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>リストから選択する機器への更新</u>を補助 ● 補助率：<u>1/3</u>等 ● 補助上限額：<u>1億円</u>等 ※トップ性能枠については、今年度より新設も対象に追加
<p>(Ⅳ) EMS型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入</u>を補助 ● 補助率：<u>1/2（中小）1/3（大）</u> ● 補助上限額：<u>1億円</u>

省エネ診断（設備更新や運用改善を提案）

<p>ウォークスルー診断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家が、工場のエネルギー管理者等と面談後、<u>工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認</u>。 ● 同日中の<u>省エネ運用改善の提案</u>のほか、後日専門家が<u>省エネの余地をまとめた資料</u>を作成。 ● <u>費用の9割を国が支援</u>。負担額のイメージ：5,500円程度（特定設備のみ）、15,000円程度（工場・事業所）
<p>IT診断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前調査に基づき<u>計測機器を設置し、エネルギー使用状況を可視化</u>。省エネポイントを特定し、改善方法を検討。 ● データに基づき、<u>よりきめ細やかな省エネ提案</u>を実施。 ● <u>費用の9割を国が支援</u>。負担額のイメージ：2万円~5万円程度
<p>伴走支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>診断受診後</u>、希望する企業に対しては<u>改善の実行に向けた継続的な省エネ支援</u>を実施。 ● 具体的には、<u>設備更新の補助金申請サポートや、省エネ改善計画の作成等</u>を支援。 ● <u>費用の9割を国が支援</u>。負担額：支援内容に応じて設定。
<p>マッチングプラットフォーム</p>	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>来年度より、改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを新設</u>。 ※詳細は今後公表。

省エネ・非化石転換支援によるこれまでの実績

- 省エネ・非化石転換補助金を活用した設備投資により、大幅にエネルギー使用量を削減し、エネルギーコスト低減を実現する中小企業も。
- また、2019～2023年度の省エネ診断において、受診事業者が省エネ診断の内容をすべて実施した場合の省エネ効果は、平均で13%。（※ 省エネルギーセンター実施分）

省エネ・非化石転換補助金

温泉業 A社



- レストランや脱衣室等の空調管理に、**高効率空調**を導入
- 貯湯槽の加熱とポンプや電灯等への給電に**高効率コージェネレーション**を導入

ガス代約25%削減
電気代約40%削減

部品製造業 B社



- ガクストマシン投入金属の溶解に**低炭素工業炉**を利用
- 金型棟、鑄造棟、加工棟、出荷棟に**高効率照明**を導入

ランニングコストを550万円/年削減
エネルギー使用量を54.6%削減
※設備更新費用:2,250万円（うち750万円補助）

省エネ診断

製造業 C社



- 空気圧縮機の低圧運転**
- 配管の漏れの改善**
- エアブローのパルス化**(on・offを繰り返して、エア使用量削減)

コストを238万円/年削減
エネルギー使用量を21.4%削減
※省エネ診断の提案をすべて実施した場合

福祉施設 D社



- 換気量の適正化による空調負荷軽減**
- 空調設備の更新
- デマンド管理装置活用による最大電力の低減

コストを978万円/年削減
エネルギー使用量を37.2%削減
※省エネ診断の提案をすべて実施した場合

目次

1. 省エネ法の改正
2. 省エネ支援策（参考）
3. 関連リンク（参考）

関連リンク

● 改正省エネ法

- [省エネ法の手引きパンフレット一覧（省エネポータルサイト）](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf

- [定期報告書・中長期計画書記入要領](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

● 省エネ支援策

- [各種支援制度（省エネポータルサイト）](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/

- [窓口執行団体窓口（一般社団法人環境共創イニシアチブ「通称SII」）](https://sii.or.jp/)

<https://sii.or.jp/>

● 任意開示制度

- [省エネ法定期報告情報の開示制度（省エネポータルサイト）](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf



ご清聴ありがとうございました。

資源エネルギー庁 省エネポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html

【お問い合わせ先】

経済産業省 九州経済産業局

資源エネルギー環境部 エネルギー課 省エネ担当

TEL: 092-482-5474